

平成 21 年 12 月 28 日  
金融庁  
関東財務局  
沖縄総合事務局

## 朝日火災海上保険株式会社等に対する行政処分について

1. 朝日火災海上保険株式会社（以下「朝日火災社」という。）並びに同社の所属代理店であるヤマト運輸株式会社及び沖縄ヤマト運輸株式会社（以下「ヤマト運輸社」と総称する。）に対し、それぞれ保険業法第 128 条第 1 項又は第 305 条の規定に基づき報告を求めたところ、以下のような事実が確認された。

(1) ヤマト運輸社では、運送サービスの荷受を委託している取扱店（以下「取扱店」という。）において、長期間かつ全国的に、募集人資格のない者に運送保険<sup>(注)</sup>に係る保険募集を行わせていた。またその際、保険契約者である荷主に対し重要事項の説明は行われていなかった。（保険業法第 300 条第 1 項第 1 号及び第 307 条第 1 項第 3 号違反）

（注）本件運送保険は荷物の送り状を用いて募集を行うものであり、当該送り状は取扱店に常備されていた。

(2) 募集人資格のあるヤマト運輸社の社員による保険募集でも、相当期間、多数の不適切な重要事項説明書不交付があった。（保険業法第 300 条第 1 項第 1 号違反）

(3) 重要事項説明書を作成している朝日火災社においては、同書面に、商品の特質に即した適切な表示がなされていないことから、書面交付が行われている場合でも、重要事項が適切に説明されていない状況<sup>(注)</sup>にある。（保険業法第 300 条第 1 項第 1 号違反）

（注）本件運送保険は、運送業者が運送約款上の賠償義務を免責される場合等に備えるものであるが、この点が募集文書で説明されていないことから、保険加入に際して契約者が適切な判断を行い難い状況にあった。

(4) 朝日火災社においては、保険金を支払った場合において、適切に求償権を行使していなかった。

2. このような不適切募集が長期間、是正されることなく行われていたことは、朝日火災社、ヤマト運輸社それぞれにおいて、以下の事例に代表される保険募集態勢上

の重大な欠陥があったことが原因であったと認められる。

#### (朝日火災社の問題)

- (1) 代理店であるヤマト運輸社が取扱店による募集体制を構築した際に、代理店の募集実態を適切に把握していなかった。
- (2) 上記以降も、ヤマト運輸社に対する管理・指導が営業担当者任せとなっており、所属保険会社として代理店の募集実態を適時・適切に把握し、教育・指導する態勢が構築されていなかった。
- (3) 平成 15 年秋頃に、コンプライアンス責任者でもあった営業担当者がヤマト運輸社から無資格募集に関する相談を受けていたにもかかわらず、社内規程に違反してコンプライアンス委員会に報告していないなど、法令等遵守態勢が適切に機能していなかった。
- (4) 募集資料の作成に当たり、運送保険の内容・意義に関する説明を加える等代理店や商品の特性に応じ、顧客目線に立った適正な表示を確保するための態勢が適切に機能していないとともに、保険金を支払った場合において、適切に求償権を行使する態勢が構築されていない。

#### (ヤマト運輸社の問題)

- (1) 所属保険会社に報告することなく取扱店による募集体制を構築したなど、法令等遵守に関する認識が著しく不足していた。
- (2) 上記以降も、保険募集の実施状況を管理すべき部門において、現場における募集実態を把握し指導する態勢になっていない。
- (3) 保険募集業務が内部監査の対象となっていないなど、内部管理態勢が適切に機能していない。
- (4) 平成 16 年 1 月に、今後取扱店では募集しないことをコンプライアンス委員会に付議・決定したにもかかわらず、適切な対応がとられず放置された。加えて、同委員会は社内規程に違反してグループ経営協議会（当時）に報告していないなど、法令等遵守態勢が適切に構築されていなかった。

3. 以上を踏まえ、本日、金融庁から朝日火災社に対し、保険業法第 132 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

また、関東財務局からヤマト運輸株式会社、沖縄総合事務局から沖縄ヤマト運輸株式会社に対し、それぞれ同法第 307 条第 1 項又は第 306 条の規定に基づき、保険募集に係る業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

(1) 朝日火災社に対する業務改善命令の内容

- ① 実効性ある法令等遵守態勢を構築すること。
- ② 代理店における保険募集の実態について、代理店や商品の特性に応じ適時・適切に把握・指導するための代理店管理態勢を整備・改善すること。
- ③ 募集用の資料について、代理店や商品の特性に応じ適切な表示を確保するための作成・審査態勢を整備すること。
- ④ 顧客利益の保護の観点から、保険金支払いにより取得した求償権の適切な行使に関する態勢を整備すること。
- ⑤ 業務改善命令に至るようになった問題等の原因に係る経営責任の所在を明確化すること。
- ⑥ 上記①から⑤について、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成 22 年 1 月 28 日（木）までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗及び実施並びに改善状況をとりまとめ、6 月毎に報告すること。

(2) ヤマト運輸社に対する保険募集に係る業務停止命令の内容

平成 22 年 1 月 15 日から同月 21 日までの間、送り状を用いた運送保険に係る保険募集業務を停止すること。

(3) ヤマト運輸社に対する保険募集に係る業務改善命令の内容

- ① 保険募集業務に係る実効性ある法令等遵守態勢を構築すること。

- ② 保険募集業務に係る内部監査態勢の整備を含めた適切な内部管理態勢を構築すること。
- ③ 保険募集業務全般の適時・適切な把握・管理等適切な保険募集態勢を構築すること。
- ④ 業務停止命令及び業務改善命令に至るようになった問題等の原因に係る経営責任の所在を明確化すること。
- ⑤ 上記①から④について、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年1月28日（木）までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗及び実施並びに改善状況を取りまとめ、6月毎に報告すること。

お問い合わせ先  
金融庁 監督局保険課  
電話：03-3506-6000（代表）  
（内線 3740、2657）

関東財務局 理財部金融監督第4課  
電話：048-600-1288（ダイヤルイン）

沖縄総合事務局 財務部金融監督課  
電話：098-866-0095（ダイヤルイン）